第1回 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備 の推進に関する検討チーム

資料 5

令和5年2月8日

# 第1回検討チームにおいてご議論いただきたい点

## 1. 体制整備

#### 【現状及び課題】

- ○令和4年6月にとりまとめた「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の 実現に向けた検討会」報告書(以下「報告書」)では、精神保健に関する市町村に おける相談支援体制の体制整備に関して以下のような方向性が示された。
  - ・市町村保健センター、基幹相談支援センター等、各機関の連携・役割分担を整理し、地域の実情に応じて中心となる機関を定めることや、訪問支援・アウトリーチの取組の充実を図ることが重要
  - ・分かりやすい相談窓口の設置を推進していくことが求められるとともに、精神障害者及び介護・高齢者福祉、生活困窮者支援、児童福祉や母子保健、教育、労働、住宅 、防災等の精神保健医療福祉上のニーズを有する方に関わる部署と精神保健との連携を図り、取り組むことが重要
- ○当課が行った市町村ヒアリング(以下「ヒアリング」)では、現在の市町村における相談支援体制は様々であり、特に福祉、母子保健等の各分野と精神保健の担当部署が異なる市町村においては、住民の精神保健ニーズに気づき連携し対応するための体制が課題になっている。

#### 【論点】

市町村における精神保健相談支援体制等の現状や課題を踏まえて、様々な分野において精神保健のニーズに気づき適切に対応するために市町村ではどのような点に留意して体制整備を進めるべきか。

特に以下の点について、どのように考えるか。

- ①障害福祉部門と保健部門における精神保健に関する支援体制構築や、連携体制の工夫、課題や留意点等をどのような視点で整理して市町村等に示すとよいか。
- ②市町村が体制整備を進める上で、精神保健以外の部門であっても精神保健のニーズに気づき、支援につなげるため、庁内の横断的な支援体制をどのように確保していくとよいか。

## 2. 人材育成

## 【現状及び課題】

- 〇報告書では、配置が任意とされている精神保健福祉相談員について、配置状況を 把握し、課題を分析した上で配置を促進する方策を検討すべきであること、保健 師を対象に定められている 204 時間以上の講習会について、対象職種やカリキ ュラム、受講方法を受講しやすさの観点で見直すことが示された。
- 〇ヒアリングでは、精神保健相談支援の担い手として、自治体で専門職の募集をかけるが応募が来ないことがあり、職員の少ない自治体では、専門職ではなく、事務職員が窓口対応をすることもあるため、そのような職員に対する精神保健等の専門的な知識を学ぶ機会の確保が望ましいことがわかった。

### 【論点】

市町村において財源や地理的要因等から難しいと指摘されている精神保健相談支援の担い手となる専門職等の人材確保を進めるには、どのような工夫が考えられるか。

特に以下の点についてどのように考えるか。

- ①現在、市町村で保健福祉に関係する部門に従事する保健師、福祉関係の専門職、 事務職員等が精神保健に関する相談支援に関し、資質を向上させ、より積極的 に取り組めるようにするためにはどうすればよいか。
- ②その際、精神保健福祉相談員の講習会は、報告書で示された方向性を踏まえ、 どのように見直すとよいか。